

講座・催し (展示)

第8回デザイナーサービスセンター 福寿荘 作品展

町内にあるデザイナーサービスセンター福寿荘をご利用されている皆さんが、日頃、絵画教室や陶芸教室などで熱心に取り組んでいる水彩画や陶芸、染物、手工芸などの作品を展示します。

▼とき 10月8日(土)～10日(月・祝) 9時30分～16時

▼ところ 北蔵ギヤラリー

▼入場料 無料

▼駐車場 土日祝日 有料

問 大磯城山公園 電話 (61) 0355

盆栽展

町内の盆栽愛好家たちが丹精込めて仕立てた松柏の盆栽など、季節にあわせた盆栽を展示します。

▼とき 10月8日(土)～10日(月・祝) 9時～16時30分

※8日は正午から、10日は16時まで

▼ところ 大磯城山公園 旧吉田茂邸地区 前庭ロータリー

▼駐車場 土日祝日 有料

▼その他 盆栽・花苗即売を同時開催します。

問 大磯城山公園 電話 (61) 0355

大磯うつわの日

▼とき 10月21日(金)～23日(日)

▼ところ 大磯町内31会場

問 大磯うつわの日実行委員会 <http://iso-utsuwa.jindo.com/>

大磯城山公園うつわの日

画家住谷重光氏が描く白と黒の交差した絵画の前に、陶芸家丸田秀三氏が製作した白磁と黒磁による石の庭が閑かに広がります。

▼とき 10月21日(金)～30日(日) 9時30分～16時

▼ところ 茶室「城山庵」書院

▼入場料 無料

▼駐車場 土日祝日 有料

問 大磯城山公園 電話 (61) 0355

大磯うつわの日、特別コラボ展

カフェWILLDとのコラボ展示のほか、期間限定オリジナルお菓子を販売いたします。

▼とき 10月21日(金)～27日(木)

▼ところ 鳴立庵

問 鳴立庵 電話 (61) 6926

萬陶会作陶展

丸田秀三氏の展示に合わせ、同氏が主催する陶芸教室の生徒の皆さんが日頃から丹精込めて作られた花器や茶器などの作品を展示します。

▼とき 10月28日(金)～30日(日) 9時30分～16時

▼ところ 北蔵ギヤラリー

▼入場料 無料

▼駐車場 土日祝日 有料

問 大磯城山公園 電話 (61) 0355

神奈川県ゆかりの 特定失踪者パネル展

神奈川県にゆかりのある特定失踪者の写真パネル展を開催します。

▼とき 11月2日(水)～9日(水) 8時30分～17時15分(ただし、土日祝は17時まで、8日(火)は19時15分まで)

▼ところ 本庁舎1階ロビー

問 福祉課 内線314

講座・催し (その他)

麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間

10・11月は麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間です。違法な麻薬・覚醒剤のほか、危険ドラッグによる健康被害(意識障害・呼吸困難・死亡等)や人に危害を加える事件が起きています。薬物乱用を許さない社会環境をつくり、根絶を目指しましょう。

10月2日の大磯チャレンジフェスタ会場でも啓発活動を行いますので、ご来場ください。

問 平塚保健福祉事務所 電話 (32) 0130 内線242

243

お知らせ

コミュニティFM放送局が開局します!

大磯町、二宮町、中井町を聴取エリアとする「コミュニティFM放送」の開局に向けて、星槎グループの学校法人国際学園が、8月31日(水)に総務省へ申請を行いました。

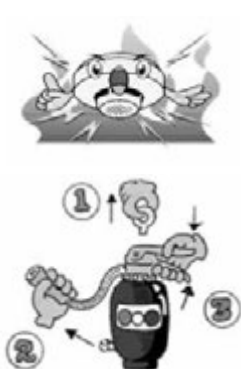
詳細は、11月号で紹介します。

問 政策課 内線207

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか?

平成23年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。建物火災による死者数全体の約8割以上が住宅で発生しています。

住宅用火災警報器は、全国的に普及が進み、多くの効果が認められた事例が報告されています。あなたやあなたの家族を火災から守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。



また、火災が発生した際に迅速な初期消火を行うために、住宅用火災警報器の設置もお願いします。

▼住宅用火災警報器の設置場所すべての寝室、階段

※階段は、2階以上に寝室がある場合

問 消防総務課 電話 (61) 0911

水道管の漏水調査にご協力をお願いします。

県営水道では、水道管の漏水を発見するため、委託した民間業者の調査員が道路内や宅地内(水道メータまで)で漏水の音を聞き取る調査を行っています。調査員は、県営水道が発行した業務委託従事者証明書を携行しており、調査費用を請求することはありません。ご不明な点がありましたら、平塚水道営業所までお問い合わせください。

▼漏水調査の時期 平成28年11月中旬～平成29年3月下旬

問 平塚水道営業所 工務課 電話 (22) 2711

法務局の予約登記相談について

横浜地方法務局では、登記の申請に関する相談を受けていますが、10月3日(月)から予約制となります。詳しくは、最寄りの法務局にお尋ねください。

▼問い合わせ・予約先